

平成 24 年 7 月 1 日

会員各位

一般社団法人 日本脳卒中の外科学会
機関誌「脳卒中の外科」編集委員長
溝井 和夫

COI 自己申告に伴う投稿規定の一部改正について

学会発表や論文発表を行う場合、学会ごとに COI (利益相反) 自己申告を行うことが必須条件となりました。日本脳卒中の外科学会では、会員諸氏の利便性を考慮して、日本脳神経外科学会への COI 自己申告が完了している場合には、それをもって代用することとし、本学会への COI 自己申告は不要とすることにしました。このような COI 規程の制定に伴い、本機関誌の投稿規定の COI に関する部分を改訂することになりました。本誌(40 巻 4 号以降)の巻末ならびに学会ホームページに投稿規定の改訂版を掲載しておりますのでご覧ください。この新たな投稿規定は平成 24 年 8 月 1 日から施行いたします。

なお、主な改正点は以下のとおりです。

- 1) 従来の「投稿承諾書」を「投稿承諾書および COI 登録申告書」(様式 1)に変更しました。日本脳卒中の外科学会 HP から様式 1 をダウンロードし、この用紙に著者全員の日本脳神経外科学会における COI 自己申告の有無を記入していただきます。この用紙を PDF ファイルに変換し、オンライン投稿時にアップロードすることにより、論文投稿における COI 自己申告は終了したことになります。
- 2) もし、日本脳神経外科学会の会員でありながら COI 自己申告を完了していない共著者、あるいは日本脳神経外科学会の会員でない共著者がいる場合には、日本脳卒中の外科学会 HP から様式 2 をダウンロードし、その用紙に必要事項を記入していただきます。「様式 2」の申告内容は日本脳神経外科学会の申告内容と同じです。この用紙を PDF ファイルに変換し、オンライン投稿時にアップロードすることにより、COI 自己申告をしていただきます。
- 3) COI 関係の有無を本文の最後に明記していただきます。投稿規定に例文を載せましたのでご参照ください。